



平成 19 年 11 月 1 日

各 位

大阪市中央区北浜三丁目 7 番 1 2 号東京建物大阪ビル
会 社 名 日本駐車場開発株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 巽 一 久
役 職 氏 名
(コード番号: 2 3 5 3 東証第一部・J A S D A Q)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 鈴 木 周 平
電 話 番 号 0 3 - 3 2 1 8 - 1 9 0 4

取締役及び監査役に対するストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 1 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該発行に関しては、平成 19 年 10 月 25 日開催の定時株主総会において、当社の取締役及び監査役に対するストック・オプションに関する報酬額として承認された新株予約権の個数、内容及び報酬額の範囲内で行うものであります。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

取締役の連結業績向上に対する意欲や士気を高めること、監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的とするものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割当てする新株予約権の数

当社取締役	8 名	13,700 個
当社監査役	3 名	200 個

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株)

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 13,900 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社を吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

(3) 新株予約権の総数

13,900 個(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株。但し、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。)

(4) 新株予約権の払込金額

無償とします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額 6,415 円

1 株当たり 6,415 円

1 株当たりの出資金額の算定方法は、新株予約権を発行する日の属する月の前月(平成 19 年 10 月)の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」といいます。)の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切上げ)、または発行日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額を 1 株当たりの出資金額として算出しております。

なお、新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合は、それぞれの算式により払込金額を調整し、その調整により生ずる 1 円未満の端数はいずれの場合においても切上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

当社が他社を吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

89,168,500 円

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成 21 年 11 月 2 日から平成 24 年 10 月 31 日までとします。

(8) 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)が、権利行使時において当社の取締役または監査役であることを要するものとします。但し、任期満了による退任、定

年退職による場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りとしません。
新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使することができるものとします。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における1株当たりの増加する資本金は、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金額に0.5を乗じた金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、1株当たりの増加する資本準備金は、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金額から資本金に計上した額を減じた金額とする。

但し、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金額の合計額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に相当する額とします。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができるものとします。

当社は、新株予約権者が(8)に定める規定により権利を行行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとします。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)で定められる行使価格を調整して得られる組織再編対象会社の株式の1株当たりの払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権1個の目的となる組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定します。

⑦新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定します。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(13) 新株予約権の割当日

平成19年11月1日

(14) 新株予約権証券に関する事項

新株予約権者の請求があった場合に限り、これを発行するものとします。

(ご参考)

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成19年 9月 7日

(2) 定時株主総会決議日 平成19年10月25日

以上